

生物多様性こうち戦略推進リーダー登録制度実施要領

(目的)

第1条 この要領は、高知県における生物多様性を支え、次世代につなぐ仕組みと基盤をつくるため、「生物多様性こうち戦略推進リーダー」(以下「リーダー」という。)登録制度の実施に関して必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 リーダーとは、第4条第3項の規定による登録を受けた者(団体含む)をいう。

(役割)

第3条 リーダーが行う活動内容は、以下に掲げる事項に関するものとする。

- (1) 地域、学校等が取り組む自然環境の保全又は環境学習への助言及び協力
- (2) 地域、個人等が取り組む自然共生型の産業又は地域活性化への助言及び協力
- (3) 企業、事業所等が社会貢献活動として行う生物多様性保全活動への助言及び協力
- (4) 生物多様性に関する普及啓発
- (5) 生物多様性こうち戦略の推進
- (6) その他知事が必要と認めた活動

(登録)

第4条 リーダーは、生物多様性の保全及び普及、担い手育成、各主体間の連携促進又は地域資源の発掘及び活用に関して専門性を有する先導的な人材として、次の各号のいずれかに該当する者の中から知事が登録するものとする。

- (1) 高知県環境審議会(自然環境部会)委員(専門委員を含む)
- (2) 高知県希少野生動植物保護専門員
- (3) 高知県が実施するリーダー養成講座等の修了者
- (4) 第1号及び第2号に該当する者、既に登録済みのリーダー、国、地方公共団体等から推薦された者(団体含む)

2 リーダーとしての登録を希望する者は、別記第1号様式による生物多様性こうち戦略推進リーダー登録申請書(以下「申請書」という。)を知事に提出するものとする。

3 知事は、前項の規定による申請があった場合であって、適当と認めるときは、当該申請をした者をリーダーとして登録する。

4 申請書に記載した内容に変更が生じた場合は、別記第2号様式による生物多様性こうち戦略推進リーダー登録変更届を知事に提出するものとする。

(登録証)

第5条 知事は、前条第3項の規定によりリーダーを登録したときは、別記第3号様式による生物多様性こうち戦略推進リーダー登録証(以下「登録証」という。)を交付するものとする。

2 リーダーは、登録証を紛失若しくは汚損したとき又は氏名を変更したときは、別記第4号様式による生物多様性こうち戦略推進リーダー登録証再交付申請書を知事

に提出しなければならない。この場合において、登録証を紛失したときを除き、当該登録証を付してするものとする。

- 3 知事は、前項の規定による申請があったときは、必要に応じて登録証を再交付するものとする。
- 4 前項の規定により登録証の再交付を受けたリーダーは、紛失した登録証を発見したときは、速やかに当該登録証を知事に返納しなければならない。

(登録名簿)

第6条 知事は、第4条第3項の規定によりリーダーを登録したときは、生物多様性こうち戦略推進リーダー登録名簿を作成し、県ホームページその他の適切な方法により公表するものとする。

(登録取消)

第7条 知事は、リーダーが次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該リーダーの登録を取り消すことができる。

- (1) 連絡が不通となったとき
 - (2) 本人から登録を取り消したい旨の申し出があったとき
 - (3) リーダーとしてふさわしくない行為があったとき
- 2 前項により登録を取り消されたリーダーは、速やかに登録証を返却するものとする。

(その他)

第8条 この要領に定めるもののほか、生物多様性こうち戦略推進リーダー登録制度実施要領の運用に関し必要な事項は別に定める。

附 則

- 1 この要領は、平成28年12月13日から施行する。
- 2 この要領は、平成29年3月31日から施行する。(別記第1号様式の一部変更)